

通 知
平成 26 年 2 月 17 日

津山市建設工事等登録業者 各位
(市内業者)

津山市契約監理室長

平成 26・27 年度入札参加者の格付等について

このことについて、下記のとおり取り扱いを改訂します。
変更点を充分留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。
なお、申請にあたっては、必ず本年度(平成 26 年度)の申請書類を使用してください。

記

1 格付け等について

今年 H26・27 年度の格付け有効期間の更新の年であり、津山市建設工事等入札参加者資格申請を、平成 26 年 4 月 1 日(火)から平成 26 年 4 月 21 日(月)までに行ってください。

その際、格付けに用いる経営事項審査の審査基準日は、「平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日まで」とします。

詳しくは、津山市ホームページ(契約監理室のページ)でご確認ください。

等級格付けにおける主観点の見直しについて

ア) 指名停止等行政処分による減点について

過去 2 年間(H24.4.1~H26.3.31)の津山市の指名停止処分について、下記のとおり減点します。

指名停止 1 ヶ月～2 ヶ月：10 点 / 1 回
指名停止 3 ヶ月～5 ヶ月：20 点 / 1 回
指名停止 6 ヶ月以上：30 点 / 1 回

イ) 防災協定・ISO の加算について

津山市と防災協定を結んでいる事業者：5 点
ISO 取得事業者【9001(品質) 14001(環境配慮)】：各 5 点

等級格付けにおける要件の見直しについて

土木一式工事及び建築一式工事について、経営事項審査における年間平均完成工事高が 100 万円以上の場合のみ、格付け及び指名を行います。

2 その他

平成 26 年 7 月 1 日以降の一般競争入札対象の解体工事において、解体工事施工技士の配置を求めます。